

告 示

埼玉県告示第百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県立嵐山史跡の博物館及び埼玉県立加須げんきプラザにおいてキャッシュレス決済を利用して納付される使用料、手数料、売払収入及び雑入	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長 福岡 聡 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号 株式会社アプラス 代表取締役社長 嶋田 貴之 東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	令和七年三月一日から令和十年十月三十一日まで

二 指定をした日

イ 株式会社埼玉りそな銀行 令和六年十二月六日

ロ 株式会社アプラス 令和七年一月十六日

ハ 株式会社ジェーシービー 令和七年二月五日